恵庭市告示第98号

恵庭市農業振興地域整備計画(昭和49年5月16日告示第29号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第11条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画案とその変更理由書を次により縦覧に供する。当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年10月30日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

なお、市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案について縦覧期間満了の令和8年10月30日までに意見書を提出することができる。

令和8年10月14日

恵庭市長　原田　裕

1. 農用地利用計画の変更案の縦覧期間
 自　令和8年10月15日
 至　令和8年10月30日

2. 農業振興地域整備計画案とその変更理由書の縦覧場所
 恵庭市京町1番地　恵庭市役所経済部農政課

3. 農業振興地域整備計画に対する意見書及び異議申立
 (1)提 出 先　恵庭市京町1番地　恵庭市役所経済部農政課
 (2)提出方法　書面による
 (3)提出期限
 ①意 見 書: 令和8年10月30日
 ②異議申立: 令和8年11月16日
 (4)処理結果　提出された意見書及び異議申立について、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する

4. 変更案の内容(1件)